

坂井市産後ケア事業

育児を手伝ってくれる人がいない、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方に不安がある、出産や育児の疲れで体調がよくないなど、サポートが必要なお母さんが安心して育児ができるよう、助産師等による育児相談や授乳相談などのアドバイスを受けることができます。

利用できる方(次のすべてに該当する方)

- ・坂井市に住民票があり、出産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん
- ・病院等への入院を必要としていない
 - ※お母さんだけの利用も可能です。
 - ※流産や死産を経験して1年未満で、心身に不調がある方も対象となります。



産後ケアの内容と利用形態

お母さんのケア: 体調管理 乳房ケア 休息 など

赤ちゃんのケア: 発育・発達の確認、健康状態チェック など

育児のサポート: 授乳・沐浴・抱っこの指導、育児相談 など

種類と時間	利用の流れ	食事	自己負担金	利用回数
宿泊型 午前9時～ 翌朝9時	① こども家庭センターにご連絡ください。 ② 利用申請書を子ども福祉課に提出してください。 ③ 利用券等をご自宅へ送付します。	あり	1,250円/日 例)1泊2日	通算 7日まで
通所型① 8時間未満	※利用申請はホームページから電子申請、または窓口での申請が可能です。	あり	2,500円	通算 2日まで
通所型② 1時間程度	① 出生届出時に利用券を配布します。 (通所型2枚、訪問型2枚)	なし	400円/回	通算 2日まで
訪問型 1時間程度	② ご希望の実施設に連絡をして、予約をとってください。		500円/回	通算 2日まで

※遅くともご利用希望日の3日前までお申し込みください。

※利用のキャンセルについては、速やかに実施施設にご連絡ください。

※双子等の場合や非課税・生活保護世帯の場合は、自己負担金が変更になります。お問い合わせください。

※施設の空き状況によって、ご希望に沿えない場合があります。

坂井市子ども福祉課こども家庭センター
 電話 50-3043(直通)
 FAX 68-0324
 Mail j-soudan@city.fukui-sakai.lg.jp